

患者様へ

初診時保険外併用療養費の徴収について

当院では、他の保険医療機関等からの紹介によらず〔紹介状をお持ちでない方〕、直接来院された患者様〔初診の方〕については初診に係る費用 2,200 円（税込）保険外併用療養費 として、いただいております。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、他の保険医療機関等からの紹介によらず来院した場合にあっては、この限りではありません。

初診時保険外併用療養費とは、平成 18 年 10 月 1 日の健康保険法の改正により、地域の医院・診療所と病床数 200 床以上の病院との役割分担と連携を図るため、200 床以上の病院での初診に対して、他の保険医療機関より紹介状がない場合には初診に係る費用として、算定するものです。

当院は病床数 331 床の病院であり、保険診療上（療養担当規則）の計算方法にそって初診時紹介状をお持ちでない患者様については通常の医療費の他に保険外併用療養費を徴収させていただいております。

なお、「初診時」とは保険診療上の計算方法においてのものであり、当院を初めて受診される患者様以外でも、前回の疾病の治療経過が終了もしくは中止している場合についても対象となります。その期間については前回受診日より概ね 3 ヶ月以上が経過した場合とさせていただきます。また、下記のような患者様は徴収の対象にはなりません。

ご理解のほどよろしくお願いいたします。

- ①. 緊急その他やむを得ない場合、来院された患者様は対象外になります。
- ②. 国・地方の公費負担医療制度の受給対象患者様は対象外になります。
特定疾患・小児特定疾患・母子医療・医療保護・原爆医療
身体障害医療・結核予防医療・精神保健医療・感染予防医療
公害医療・児童福祉医療等

以上、対象外と思われる患者様は受付カウンターまで、お申し出くださるようお願い致します。

令和 2 年 11 月 1 日
医療法人徳洲会
鎌ヶ谷総合病院